

.....

## インヴァストカード ポイントサービス規定

.....

### 第1条（規定の目的）

インヴァストカードポイントサービス規定（以下「本規定」といいます。）とは、株式会社ジャックス（以下「当社」といいます。）とインヴァスト証券株式会社（以下「インヴァスト証券」といいます。）が提携して発行するインヴァストカード（以下「本カード」といいます。）のカード利用に応じ、当社が本カード会員（以下「会員」といいます。）に対して提供するポイントサービス（以下「本ポイントサービス」といいます。）について定めたものです。

### 第2条（本ポイントサービスの概要）

1. 本ポイントサービスは、会員の本カードによるカードショッピング利用代金（以下「カード利用代金」といいます。）に応じ、当社がインヴァストカードポイント（以下「本ポイント」といいます。）を付与する制度です。
2. 会員の本カード利用によるポイント付与は本ポイントのみとし、当社が別に提供するポイントサービスの提供を受けることはできません。
3. 会員が本ポイントサービス以外に当社が別で提供するポイントサービスの提供を受けている場合であっても、当該サービス間のポイント付替・合算などはできません。

### 第3条（本ポイントの換算・付与）

1. 当社は毎月の当社所定日に締め切られた新規のカード利用代金合計に応じて、当社所定の割合及び方法により換算した本ポイントを会員に付与します。当該ポイントは毎月16日以降、インヴァスト証券により、会員がインヴァスト証券に開設する取引口座に1ポイントにつき1円の現金に換算して入金するものとします。
2. 前項の換算・付与には、E d y、n a n a c o等の電子マネーの各チャージ利用代金、カードショッピングの手数料、カードキャッシングの融資金及び利息、カード年会費、会員が当社所定の約定支払額確定日前に支払ったカードショッピング利用代金、その他当社所定のカードショッピング利用代金及び手数料は含まないものとします。
3. 本ポイント換算・付与の対象となるカードショッピング利用代金に返品、キャンセル、利用金額の変更等があった場合、原則として当該利用に対して付与する本ポイントは取消、減算又は加算されます。
4. 当社は、本会員に対して付与する本ポイント数等を当社が会員に対して連絡するご利用代金明細書又はインターコムクラブのご利用代金明細照会により通知するものとします。
5. インヴァスト証券は、当社が会員に対して付与する本ポイント数等を会員に対して提供するインヴァスト証券ホームページ等に表示できるものとします。

### 第4条（本ポイントの還元条件）

本ポイントサービスは、以下の条件を全て満たしている場合にのみ行われるものとします。

1. 当社がインヴァスト証券にポイント情報を連絡する時点で、会員が本カードの会員資格を有していること。
2. インヴァスト証券が本ポイントを現金に換算して、入金する時点で会員のインヴァスト証券が指定する取引口座が有効であること。

### 第5条（公租公課）

本ポイントサービスにより会員が還元を受けた現金について公租公課が課せられる場合は、会員が公租公課を負担するものとします。

### 第6条（権利の消滅等）

1. 会員が、理由の如何を問わず、会員資格を喪失した場合、当社は会員に通知することなくポイントの付与

